

民間まちづくり活動促進事業

【平成25年度 国費160百万円】

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援

以下の計画の提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ①都市再生整備計画の提案素案
- ②都市利便増進協定、歩行者経路協定の案

【直接補助】都市再生整備推進法人
土地所有者等（②に限る）

補助率：1/2以内（地方公共団体の負担は必須ではない）
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の策定及びそれに関わる調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】法定協議会※
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

法定のまちづくり計画

任意のまちづくり計画

社会実験・実証事業等支援

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施

【直接補助】都市再生整備推進法人
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント
- ・街並みの魅力向上のための広告物の集約化、デザイン統一
- ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイクル事業 等

【直接補助】法定協議会※
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

自立的な事業展開

※中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会、低炭素まちづくり協議会

平成25年度募集の手続き

まちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援

以下の計画の提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ①都市再生整備計画の提案素案
- ②都市利便増進協定、歩行者経路協定の案

【直接補助】都市再生整備推進法人
土地所有者等（②に限る）

補助率：1/2以内（地方公共団体の負担は必須ではない）
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の策定及びそれに関わる調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

法定のまちづくり計画

任意のまちづくり計画

社会実験・実証事業等支援

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施

【直接補助】都市再生整備推進法人
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント
- ・街並みの魅力向上のための広告物の集約化、デザイン統一
- ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイクル事業 等

【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

青字の者に係るスケジュール（本要望調査）

地方整備局から地方公共団体経由で募集をします

必要に応じ地方整備局においてヒアリング等を実施します

赤字の者に係るスケジュール

本省からホームページ経由で直接募集をします

必要に応じ現地・電話・メール等でヒアリング等実施します

民間まちづくり活動促進事業の補助対象地区

①のいずれかに該当する地区であって、かつ、②のいずれかに該当する地区に対して補助します。

①国策性の高い次の地区

- ・都市再生緊急整備地域
- ・認定中心市街地活性化基本計画区域及び予定区域
- ・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
- ・観光圏整備計画に定める滞在促進地区内で認定観光圏整備実施計画に係る区域
- ・重点密集市街地の区域
- ・都市再開発法第2条の3に基づく都市再開発方針が定められた区域
- ・景観計画の区域又は景観地区
- ・地区計画の区域又は予定区域
- ・低炭素まちづくり計画の区域

②地域課題等に対応する必要のある次の地区

- ・現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
（例：地区計画等により良好な都市環境が保たれている既成市街地）
- ・公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
（例：市街地開発事業、土地区画整理事業等の区域）
- ・地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域
（例：空き地・空き店舗が目立ち始めた中心市街地）

民間まちづくり活動促進事業の活用について

民間まちづくり活動促進事業は、以下のような多様なまちづくり活動に活用できます。

民間の担い手による多様なまちづくり活動の例

○空き地・空き店舗等の活用促進

- ・空き店舗活用（テナント誘致等）



- ・公的空間の利活用



○地区のビジョン策定 ○街並みの規制・誘導等

- ・景観形成ルール、ガイドライン策定
- ・建築・景観協定案作成、運用



○まちづくりに関する協定策定

- ・都市利便増進協定の策定
- ・歩行者経路協定の策定



○協定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、植栽・緑化、駐輪場等の整備等



○地域の利便性の向上・生活支援サービス提供

- ・コミュニティバスの運営



地域の活性化・景観向上

協定策定・協定に基づく施設の整備・活用

サービス提供・コミュニティ形成

共有物・公物の管理

地域の情報発信

○地域の快適性の維持・向上

- ・高質空間の形成（ストリートファニチャー、モニュメント、緑化施設等を設置）と管理



- ・屋外広告物の管理



- ・地域の美化緑化活動の推進
- ・迷惑駐車、迷惑駐輪の防止活動

○共有物等の維持管理

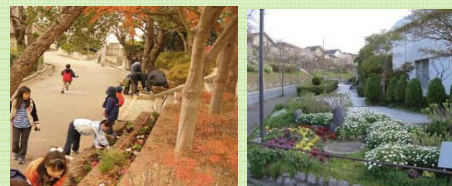
- ・公開空地等の共用空間の一体的な管理
- ・集会所等の共有施設の維持管理



- ・ビル等の資産管理
- ・広場、駐車場等の共有地の維持管理

○公物の維持管理

- ・公園や河川敷等の管理
- ・道路や緑地の管理



- ・コミュニティセンター等の公共公益施設の維持管理

○地域のPR・広報

- ・オープンカフェ
- ・地域イベントの開催



- ・ホームページや広報誌等による情報発信
- ・地域のプロモートイベント（イルミネーション等）の開催
- ・地域に関するシンポジウムの開催

具体的な活用イメージ① (法定のまちづくり計画の策定及び計画に基づく社会実験・実証事業等)

協定による公共空間の整備・活用

都市再生整備推進法人による広場等の公共空間の主体的な整備・管理等について、協定（都市利便増進協定等）に基づく実証的な取組に対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。



協定の作成・締結等

- ・講習会など意識啓発活動 ・現状調査
- ・関係者間調整 ・協定施設の整備管理計画作成 など

協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネートとして本事業を活用

【直接補助】都市再生整備推進法人
土地所有者等
補助率：1/2以内（自治体の負担は必須でない）
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

協定を含む
まちづくり計画

協定に基づく施設整備・活用

- ・施設整備 ・清掃や植栽の管理の実施
- ・公共空間を活用したイベントの実施 ・影響評価 など

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備等に関し本事業を活用

【直接補助】都市再生整備推進法人
補助率：1/2以内（かつ、自治体負担額以内）

協定による空き家・空き地や共用空間等の整備・活用

都市再生整備推進法人による空き家・空き地や共用空間等の一体的整備・管理・活用等について、協定（都市利便増進協定等）に基づく実証的な取組に対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。



協定の作成・締結等

- ・講習会など意識啓発活動 ・現状調査
- ・関係者間調整 ・協定施設の利用計画作成 など

協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネートとして本事業を活用

【直接補助】都市再生整備推進法人
土地所有者等
補助率：1/2以内（自治体の負担は必須でない）
※重点密集市街地におけるまちづくり計画案の作成は定額

協定を含む
まちづくり計画

協定に基づく施設整備・活用

- ・施設整備 ・清掃や植栽の管理の実施
- ・空間を活用したレンタサイクル事業やコミュニティカフェの実施 ・影響評価 など

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備等に関し本事業を活用

【直接補助】都市再生整備推進法人
補助率：1/2以内（かつ、自治体負担額以内）

具体的な活用イメージ② (任意のまちづくり計画の策定及び同計画に基づく社会実験・実証事業等)

オープンカフェによる地域の賑わい創出

公共空間において占用許可を受け、試行的にオープンカフェを実施し、事業の継続性や公共空間の占用による影響、賑わい創出効果などを検証する取組に対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。



オープンカフェの企画・計画立案

- ・目標の設定
- ・課題の把握
- ・関係者調整
- ・詳細設計
- ・収支計画の立案 など

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネートとして本事業を活用

- 【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- 【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

任意の
まちづくり計画

オープンカフェの社会実験を実施

- ・実験の実施
- ・利用者アンケート
- ・収支分析
- ・交通影響評価 など

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等として本事業を活用

- 【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- 【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

屋外広告物マネジメントによるまちなみ改善

デザインガイドラインの策定、屋外広告物の高質化（例：集約看板の設置、素材を工夫した整備、周囲の景観と整合した整備、形態・意匠の事前審査・助言等）を試行的に実施し、事業の継続性や街並み改善効果などを検証する取組みに対し、民間まちづくり活動促進事業を活用。



デザインガイドラインの作成

- ・委員会の設置
- ・ガイドラインの作成 など

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネートとして本事業を活用

- 【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- 【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

任意の
まちづくり計画

広告物の高質化を実施

- ・広告物掲出用施設の設置
- ・事前審査の実施
- ・屋外広告物の集約・高質化
- ・効果把握 など

まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等として本事業を活用

- 【直接補助】法定協議会
補助率：1/2以内（かつ、地方公共団体負担額以内）
- 【間接補助】民間事業者等
補助率：1/3以内（かつ、地方公共団体負担額以内）

民間まちづくり活動促進事業のお問い合わせ先

○問い合わせ先窓口

北海道開発局事業振興部	TEL.011-709-2311
東北地方整備局建政部	TEL.022-225-2171
関東地方整備局建政部	TEL.048-601-3151
北陸地方整備局建政部	TEL.025-280-8880
中部地方整備局建政部	TEL.052-953-8119
近畿地方整備局建政部	TEL.06-6942-1141
中国地方整備局建政部	TEL.082-221-9231
四国地方整備局建政部	TEL.087-851-8061
九州地方整備局建政部	TEL.092-471-6331
沖縄総合事務局開発建設部	TEL.098-866-0031

○制度問い合わせ窓口

国土交通省 都市局	TEL.03-5253-8111
まちづくり推進課	官民連携推進室
都市計画課	
市街地整備課	
公園緑地・景観課	